

## 千代田区と株式会社まち未来製作所との連携協定書

千代田区(以下「甲」という。)と株式会社まち未来製作所(以下「乙」という。)は、以下のとおり連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲が2050年脱炭素社会実現に向けた連携協定を締結し、又は締結を予定している地方公共団体(以下「連携自治体」という。)の地域で発電した再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、「e.CYCLE」(乙が構築した再生可能エネルギーの地域間流通及び地産地消による地域活性化モデルをいう。)を活用した千代田区内(以下「区内」という。)への再生可能エネルギー電力供給事業である「e.CYCLE CHIYODA(E サイクルちよだ)」(概要は別紙のとおりとする。以下「本事業」という。)を、甲及び乙が連携して実施することを目的とする。

### (連携内容)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- 区内需要家等(区内に所在し、再生可能エネルギーの供給を受ける者をいう。以下同じ。)に対する、連携自治体の再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。以下「再生エネ発電所」という。)で発電された電気の供給に係る調整に関すること。
- 連携自治体等との調整に関すること。
- 区内需要家等の獲得に向けた広報活動に関すること。

### (業務分担)

第3条 甲及び乙は、次のとおり業務を分担し、それぞれの責任において業務を遂行するものとする。ただし、本協定に定めのない業務が生じた場合は、甲及び乙で協議の上、その分担を決定するものとする。

- 甲の業務は、次に掲げる事項とする。
  - 連携自治体との調整に関すること。
  - 甲の広報媒体等を活用した本事業の広報活動に関すること。
- 乙の業務は、次に掲げる事項とする。
  - 区内需要家等に対する、連携自治体の再生エネ発電所で発電された電気の供給に向けた調整、協議、手続等に関すること。
  - 連携自治体、関係機関等との調整及び協議に関すること。
  - 乙の広報媒体等を活用した本事業の広報活動に関すること。
  - 甲の求めに応じた本事業の効果検証に必要な情報の提供、協議の記録の作成及び実績報告に関すること。

### (責務)

第4条 乙は、本事業の実施に起因して乙の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損失について、相当範囲の賠償をする責任を負うものとし、当該範囲の賠償金額については甲に対し求償しないものとする。ただし、第三者の損失につき、甲の責めに帰すべき事由がある場合においては、乙はその賠償責任を負わないものとし、乙がその賠償をしたときは、当該甲に帰責する損害の範囲について、甲に対し求償することができるものとする。

### (経費負担)

第5条 本事業の実施により発生する経費は、第3条に定める業務に応じて、甲乙それぞれが負担するものとする。

### (地域活性化原資の活用)

第6条 乙は、本事業(アプリケーション又は卸供給(小売供給を含む。)事業を含む。)の実施により収益を得たときは、当該収益の一部を地域活性化のための活動の原資(次項において「地域活性化原資」という。)として拠出する。  
2 乙は、甲と協議の上、地域活性化原資の活用方針等を決定するものとする。

### (定期的な協議の実施)

第7条 甲及び乙は、第3条に定める業務を効果的に行うため、定期的に協議を実施するものとする。

### (本協定の変更及び解除)

第8条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。  
2 甲又は乙のいずれかにおいて、本協定を継続できないやむを得ない事情が生じた場合は、事前協議の上、相手方に対して書面(電磁的記録を含む。以下同じ。)により通知し、本協定を解除することができるものとする。ただし、本協定に基づいて行う区内需要家等への電力供給については、本協定解除後においても、乙がその責任を負うものとする。

### (事業承継に対する対応)

第9条 乙は、事業継続が困難となった場合は、速やかに書面により甲に知らせるとともに、可能な限り他事業者への事業承継の手続を行うものとする。  
2 前項の規定により乙が他事業者に事業承継を行う場合、甲は、当該事業承継された事業者と協議を行い、本協定の存続について協議するものとする。  
3 乙は、本事業の実施を終了するときは、甲が必要と認める情報を甲へ提供する義務を負うものとする。

### (事業の報告)

第10条 乙は、年度ごとに本事業の結果を、書面により甲に報告するものとする。この場合において、当該報告には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 地域別の区内への再生エネ電力供給可能量
- 事業者向け又は個人向け別の既存契約件数、新規契約数及び契約上の分類
- 地域別の地域活性化原資(本事業の実施により連携自治体が供給した電気の使用量に応じ、乙がそれぞれに提供する資金をいう。)の額及びその用途
- その他甲が必要と認める事項

### (協定期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の6か月前までに甲又は乙のいずれかの書面による特段の申出がないときは、本協定を同一内容で1年間更新とするものとし、以後も同様とする。

### (守秘義務)

第12条 甲及び乙は、本事業の実施により相手方から提供され、又は知り得た情報のうち、既に公開されている情報以外の情報であって、秘密である旨明示して開示された情報については、千代田区情報公開条例(平成13年千代田区条例第2号)その他の法令の規定に基づく場合を除き、相手方の事前の承諾なく、第三者に提供し、開示し、又は漏洩してはならない。

### (個人情報の取扱)

第13条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令を遵守しなければならない。

### (協議事項)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲乙で速やかに協議の上、必要な情報、課題及び目的の共有化を図りながら円滑かつ協力的に解決するよう努めるものとする。

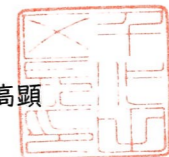
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年3月23日

甲 東京都千代田区九段南一丁目2番1号

千代田区

区長 樋口 高頭



乙 神奈川県横浜市中区海岸通四丁目17番地

東信ビル 6F

株式会社まち未来製作所

代表取締役 青山 英明



## e.CYCLE CHIYODA(Eサイクルちよだ)について

e.CYCLE CHIYODA(Eサイクルちよだ)(以下「本事業」という。)は、千代田区(以下「甲」という。)が株式会社まち未来製作所(以下「乙」という。)に令和4年度業務委託し、構築してきた事業で、乙が考案した「e.CYCLE」の仕組みを活用した千代田区版である。本事業は、甲と環境に係る連携協定等を締結する自治体(以下「連携自治体」という。)内に立地する発電所で発電された再生可能エネルギー電力(以下「再エネ電力」という。)を千代田区内の事業者等(以下「区内事業者等」という。)に供給するものである。

- (1) 乙は、再エネ電力の供給を希望する区内事業者等(以下「再エネ需要家」という。)を、リバースオークション(競り下げ)の実施により、より低廉な価格で再エネ電力を供給できる小売事業者(以下「再エネ電力小売事業者」という。)とマッチングし、再エネ電力供給契約を仲介する。なお、この契約において供給される再エネ電力は、トラッキング付き非化石証書を充当して環境価値を付与した「実質再エネ」である。
- (2) (1)の再エネ電力供給契約は、再エネ需要家と再エネ電力小売事業者との2者間で、その期間を原則1年間として行う。(甲及び乙は、再エネ電力供給契約の当事者として関与しない。)
- (3) 再エネ需要家が特に希望する場合は、(1)のリバースオークションに際し、その供給を受ける再エネ電力の産地(自治体又は発電所)指定、又は再エネ電力供給に代わり環境価値を証書化した非化石証書の売買を内容とすることができる。
- (4) 乙は、(2)により契約締結に至った再エネ電力需給契約の使用量又は非化石証書の販売量に基づく一定の額を、地域活性化原資として当該再エネ電力の供給元となる発電所が立地する連携自治体に支払い、又はこれに相当する額の物品を寄付する。
- (5) 甲及び乙は、より多くの区内事業者等に利用してもらえよう、協力して周知を行い、再エネ需要家を集め、再エネ電力への切替えを進めていく。

以上